



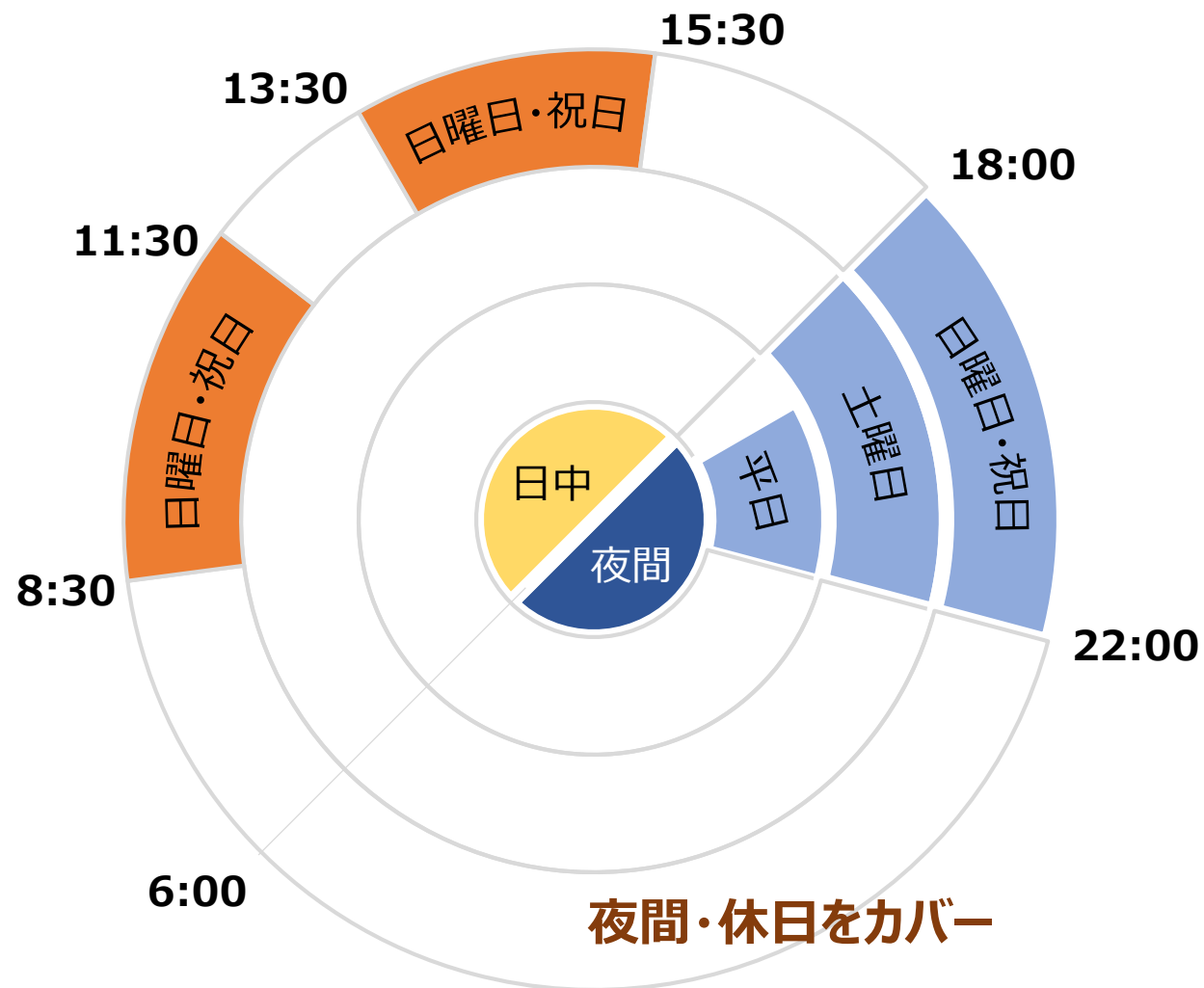
# 小田原市休日・夜間急患診療所等 運営費負担の広域化 による歳入増加

小田原市 福祉健康部 健康づくり課

# 1. 休日・夜間急患診療所等の概要

- 休日や夜間における1次救急医療体制を確保するため、小田原医師会・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会が診療所及び薬局を設置し、比較的軽症の救急患者に対する医療を提供。

夜間や休日にあっても、受診可能な地域医療体制を構築し、安全・安心の暮らしを支えている。

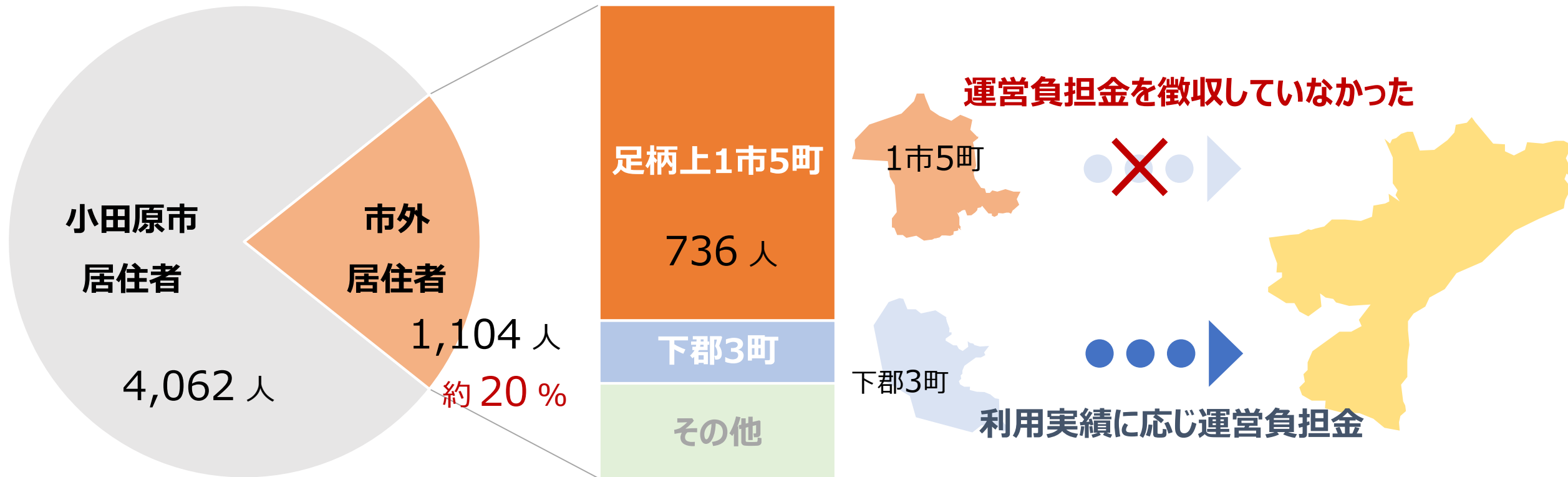


三師会と連携、保健センター内に休日急患診療所を設置

休日・夜間急患診療所	 Odawara Medical Association 小田原医師会
休日夜間急患薬局	 公益社団法人 小田原薬剤師会
休日急患歯科診療所	 一般社団法人 小田原歯科医師会

## 2. 医科診療における居住地別の受診状況

- 小田原市休日・夜間急患診療所の医科診療における受診状況を居住地別に見ると、約20%が小田原市外居住者の利用。
- そのうち3分の2を足柄上の1市5町が占めている状況。



これまで、足柄上地区の休日夜間急患診療所を持つ足柄上1市5町からは、慣例上 本市の休日・夜間急患診療所の運営費負担を求めていなかった。

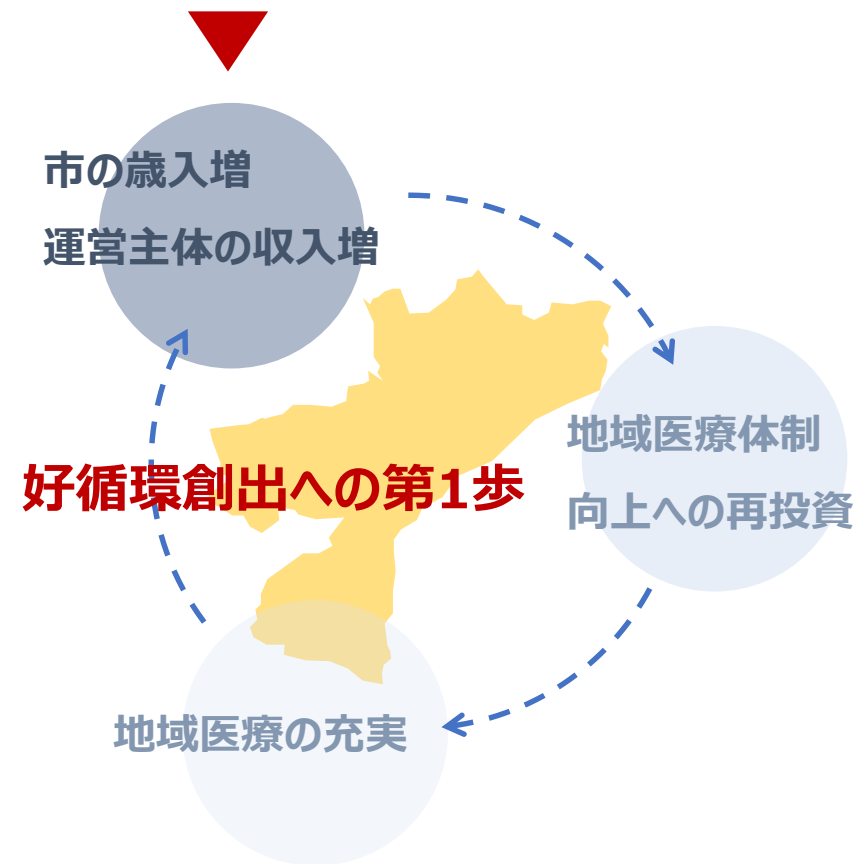
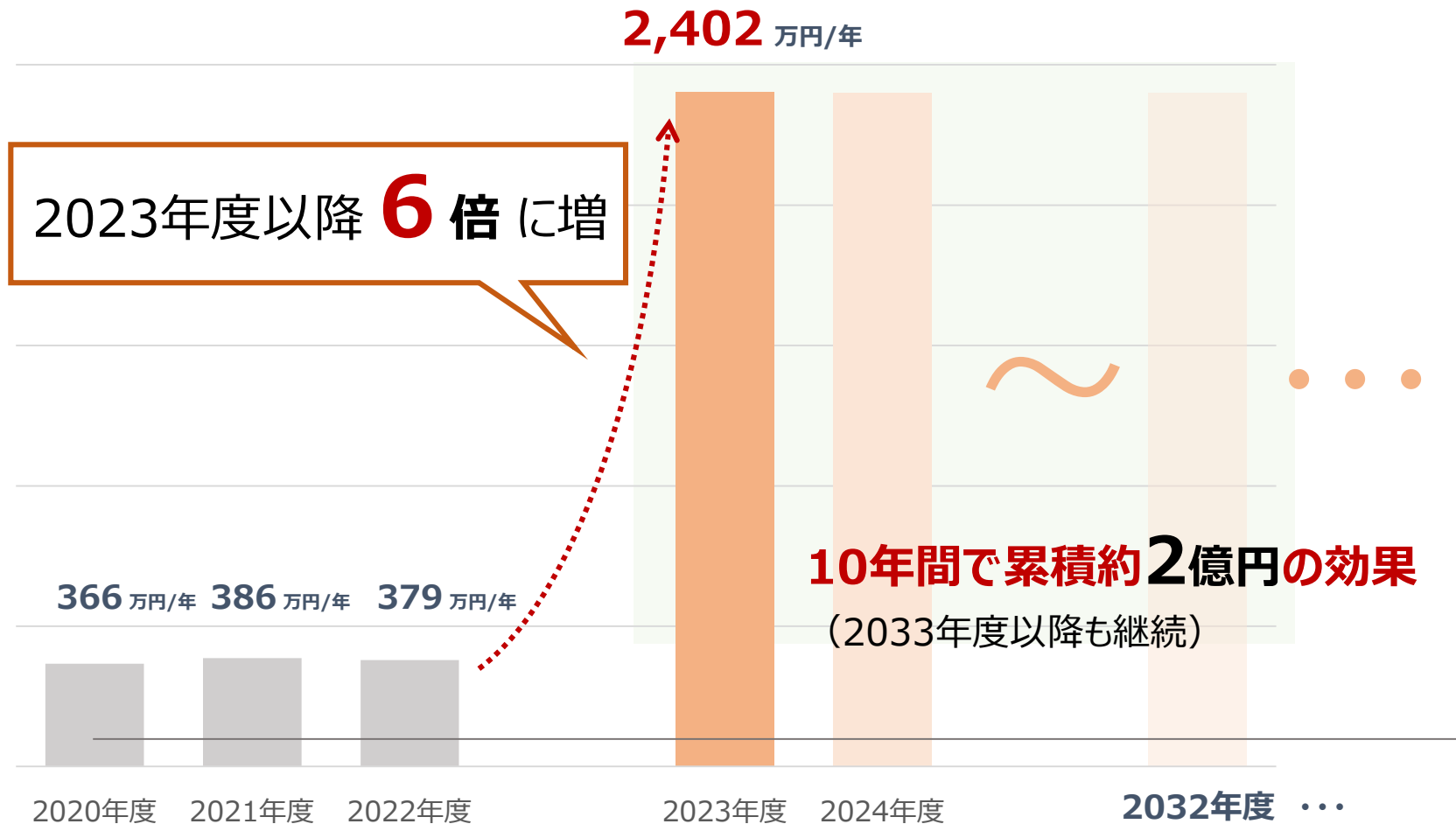
### 3. 取組の内容とステップ

- 新たな枠組みの導入と金額的な負担を求めるものであることから、各市町の所管部局と企画部局の両サイドから粘り強い交渉を実施。
- 事務レベルでの協議を積み重ね、実態調査を進めてから4年をかけ、最終的なハイレベル合意を実現。



## 4. 取組の成果

- 本取組の結果、2023年度以降は1市5町からの負担金収入の増加（**1年で約2,000万円,10年で2億円の継続効果**）が見込まれる。
- 本取組の意義は、これまで連動していなかった1市5町からの歳入増につながることで、そして運営主体の収入増、ひいては地域医療の充実への再投資につながる原資を生み出す好循環に資する発展性・拡張性があること。



単なる歳入増に留めず、10年後に地域医療体制の充実にとって大きな一歩だったと評価されるよう、引き続き様々な取組を推進。